

連載

IFRS及びIASの解説



第22回 IFRS第7号「金融商品－開示」

公認会計士 やまぐち みね お 山口 峰男

本稿で取り扱う国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第7号は、金融商品の開示に関する会計基準であり、認識と測定を扱うIAS第39号、表示を扱うIAS第32号とともに、現行IFRSにおける金融商品会計の一部を構成している。ここでは、冒頭に全体的な説明をした後、日本基準との主な差異、引き続いて公正価値及びリスクに関する開示項目、それ以外の開示項目を説明し、最後に、最近の動向として償却原価と減損に関する公開草案に含まれる、開示に関する内容にも言及することとする。なお、本文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

○IFRS第7号の構成

- ・目的（第1－2項）
- ・範囲（第3－5項）
- ・金融商品の分類及び開示水準（第6項）
- ・財政状態及び業績に対する金融商品の重要性（第7－30項）
 - 財政状態計算書
 - 包括利益計算書
 - その他の開示
- ・金融商品から生じるリスクの性質及び範囲（第31－42項）
 - 定性的開示
 - 定量的開示
- ・発効日及び経過措置、IAS第30号の廃止（第43項－第45項）

○公正価値の開示

公正価値の階層

レベル1 公表価格	レベル2 観察可能なインプット	レベル3 観察不能なインプット
活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格	同種の商品 不活発な市場 金利、イールド、ボラティリティ、信用リスク	報告企業の設定した仮定や自社のデータ
例：上場株式	例：金利スワップ	例：プライベートエクイティ
ブローカーの提示価格	ブローカーの提示価格	ブローカーの提示価格

IFRSでは、公正価値の開示の1つとして階層別の開示が求められている。概念的には、基準の定義に照らして判断される。ただし、レベル分けは必ずしも形式的になされるものではない。例えば、一般的に用いられているブローカー提示価格1つ取ってみても、これがレベル1に該当することもあれば、レベル3に該当することもある。

○金融商品から生じるリスクの性質及び範囲

<p>金融商品から生じるリスクの性質及び範囲</p> <p>キーとなる諸原則</p> <p>リスクのタイプ別開示要件</p> <p>信用リスク 流動性リスク 市場リスク</p> <p>⇒定性的開示及び定量的開示 ⇒経営者の視点から (BC47) ⇒「ミニマム・リクワイアメント」(最低限の開示) (BC42)</p>	<p>金融商品から生じるリスクの性質及び範囲</p> <p>企業のエクスポージャーは？</p> <p>取引先の信用格付の定価 市場のボラティリティ リスクの集中 流動性</p> <p>企業がリスクとして認識する要因は多岐にわたっているが、特に、これらの要因が中心に取り上げられている。</p>
<p>・信用リスク ・市場リスク ・流動性リスク</p> <p>リスクの種類ごとに開示の全体像をまとめると、次の①～③のとおりになる。</p>	<p>①信用リスクー最低限の開示</p> <p>期日を経過しておらず、減損もしていない 期日を経過している 減損している</p> <p>帳簿価額ー最大信用リスク</p> <p>担保として保有する物件及びその他の信用補完</p> <p>信用特性 年齢分析 個別的に判定された金融資産の分析</p> <p>条件が再交渉されなければ期日を経過又は減損している金融資産 担保の公正価格 貸倒引当金の再調整 獲得した資産</p>
<p>②市場リスク</p> <p>市場リスク</p> <p>為替リスク(通貨リスク) 金利リスク その他の価格リスク</p> <p>株価変動リスク</p> <p>商品価格変動リスク</p> <p>その他のリスク</p>	<p>③流動性リスク</p> <p>流動性リスクーすべての金融負債</p> <p>流動性分析 非デリバティブ金融負債(金融保証を含む) ・契約上の満期 ・割引前キャッシュ・フロー ・元本及び利息 デリバティブ金融負債 ・キャッシュ・フローのタイミングを理解するために重要な契約上の満期を含む</p> <p>流動性リスクの管理手法 ・定性的な説明 ・エクスポージャーに関する定量的なデータ</p>

1 はじめに

1 金融商品の開示

企業が、金融商品から生じるリスクに対するエクスポージャーを測定

し、管理するために使用する技法は進化しており、新しいリスク管理の概念やアプローチが受け入れられている。これに対して、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)は、財務諸表の利用者にとってこのよう

なりリスクに対する企業のエクスポージャーと、当該リスクの管理方法に関する情報を必要な情報であると考
え、開示が検討されることとなった。
金融商品から生じるリスクに係る情報は、企業の財政状態及び財務業

績や、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関する利用者の評価に影響を与える可能性がある。このため、それらのリスクに関する透明性を向上させることにより、利用者は、リスクとリターンに関して十分に知った上で判断することができるようになると考えられる。

こうした理由から、IAS第30号「銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示」及びIAS第32号における開示を改訂、充実させるため、2005年に本基準が公表された。

なお、金融商品会計全般について、2009年11月に、IASBよりIFRS第9号「金融商品」が公表されており、この第7章に開示に関する章が存在しているが、執筆時点では、この章は未使用とされている。

2 特徴

IFRS第7号の冒頭にて紹介されているその特徴は、以下のとおりである。

第1に、第3項に記載される金融商品を除いて、すべての金融商品から生じるすべてのリスクに適用されることが挙げられている。また、すべての企業に適用され、資産と負債の大部分が金融商品である金融機関のような、多くの金融商品を保有する企業はもとより、金融商品を少ししか保有していない企業、例えば、金融商品が売掛金と買掛金のみである製造業者も含まれるとされる。

ただし、要求される開示の範囲は、企業が金融商品を利用している程度やリスク・エクスポージャーの程度によることとされている。

第2に、開示を要求される項目は、以下の2点にまとめられている。

- ・ 企業の財政状態及び業績に対す

る金融商品の重要性

- ・ 金融商品から生じるリスク・エクスポージャーに関する定性的・定量的情報

前者は、従来IAS第32号にあった規定の多くを取り入れたものである。これに対して、後者は、信用リスク、流動性リスク、及び市場リスクに関する所定の最低限の開示（ミニマム・リクワイアメント）を含むものである。定性的開示は、企業の主要な経営幹部に対して内部的に提供される情報に基づいて、企業がどの程度のリスクにさらされているかに関する情報を提供する（「経営者の視点から」）。これらの開示が合わさって、企業による金融商品の利用状況及びその金融商品が創出しているリスクに対するエクスポージャーの概要を提供することとなる。

すなわち、企業がリスクをどのようにみて、管理しているかに基づくべきであるとの考え方に立つ。この点は、IAS第14号「セグメント別報告」に用いられているアプローチとも整合的である（BC第47項）。

以上の特徴は、以下に記載する各論を理解する上で十分に理解しておく必要があると考えられる。

3 目的

IFRS第7号は、財務諸表の利用者が以下の事項を評価できるよう、財務諸表上の開示を提供することを企業に求めている（第1項）。

- 企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性
- 企業が当期中及び報告期間の末日現在でさらされている、金融商品から生じるリスクの性質及び程度並びに企業の当該リスクの管理方法

4 範囲

IFRS第7号は、借入金、買掛金、売掛金、現金及び投資などの複雑ではない金融商品も対象としており、銀行等の金融機関だけではなく、すべての企業のすべての種類の金融商品に適用される。

ただし、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」、IAS第28号「関連会社に対する投資」及びIAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」に従って会計処理される子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分、IAS第19号「従業員給付」が適用される従業員給付制度から生じる事業主の権利及び義務、IFRS第4号「保険契約」において定義される保険契約、IFRS第2号「株主報酬」が適用される株式報酬取引における金融商品、権利及び義務、IAS第32号「金融商品—表示」により持分金融商品に分類されるプットブル金融商品等については、原則として除外される（第3項）。

2 日本基準との主な差異

日本基準との主な差異として、次頁の表に示した諸点を挙げるができる。

なお、財政状態計算書に関連する開示及び包括利益計算書に関連する開示について、日本基準とIFRSの間で重要な差異はないと考えられる。

3 金融商品の分類と種類

IFRS第7号は、金融商品の「分類 (category)」、「種類 (class)」ごとにさまざまな開示を要求している。

その他の開示

項目	日本基準	IFRS
ヘッジ会計 定量的開示	詳細な開示項目は定められていない。	ヘッジの種類ごとの詳細な開示項目が定められている。
公正価値の開示	市場価格がない場合には、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当するとされ、公正価値の開示が必要とされない。ここには、特定の企業で非上場株式を合理的に算定できる場合が含まれる。	公正価値の開示が必要とされない場合は、IAS第39号に従って取得原価で測定されている場合に限られる。市場価格のない株式であっても、合理的に算定できる限り公正価値で評価することが要求される。
同上	公正価値の階層の開示は求められていない。	公正価値の階層の開示が求められる。

金融商品から生じるリスクの性質及び範囲

項目	日本基準	IFRS
市場リスクの定量的開示	金融商品から生じるリスクが重要である企業のみ（銀行、証券会社、ノンバンク等）が対象とされている。	すべての業種、企業が対象である。
市場リスク以外のリスクの定量的開示（信用リスク）	信用リスクが著しく集中している場合の注記や金融資産の貸借対照表計上額、有価証券の減損処理額の注記等、開示項目が限定されている。	金融商品の種類別の開示が要求されており、開示対象や内容が多い。
同（流動性リスク）	金銭債権、満期がある有価証券、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債について、満期分析が要求されている。	デリバティブを含む金融負債（金融保証契約を含む）についての開示が要求されている。

分類については、IAS第39号で定められており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債、満期保有投資、貸付金及び債権などが含まれている。種類は、分類よりも下位のレベルの区分であり、IFRS第7号では、金融商品の種類に関する規範的な項目を列挙していないものの、金融商品の種類は、開示する情報の性質上、適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れた金融商品のグループに分類しなければならないとされる（第6項）。

4 その他の開示 公正価値

1 公正価値の開示

金融資産及び金融負債の種類ごとに、その種類の資産及び負債の公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示しなければならないとされる（第25項）。ただし、以下の場合は除かれる（第29項）。

- (a) 例えば、短期の売掛金及び買掛金のような、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合
- (b) その公正価値が信頼性をもって測定できないために、IAS第39号に従って取得原価で測定されている、活発な市場の相場価格のない資本性金融商品に対する投資、又はそのような資本性金融商品に連

動するデリバティブ

- (c) その特性の公正価値を信頼性をもって測定できない場合、裁量権のある有配当性を含んだ契約（IFRS第4号「保険契約」で記載されている）

公正価値を開示する際には、企業は、金融資産及び金融負債を種類別にグルーピングし、関連する帳簿価額が財政状態計算書において相殺される範囲でのみ、それらを相殺しなければならない（第26項）。

2 評価方法等の開示

公正価値の開示の前提として、金融資産及び金融負債の種類ごとに、金融資産と金融負債の公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法が用いられる場合には、その仮定。例えば、該当する場合、期限前償還率、貸倒見積率及び金利又は割引率に関する情報を開示する。評価技法の変更があった場合には、その旨と理由を開示する（第27項）。

3 公正価値の階層に関する開示

(a) 公正価値の階層

公正価値の階層は、次の3つから構成されている（第27A項）。

- 活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格（quoted price）（レベル1）
- レベル1の公表価格以外で、資産又は負債に関する観察可能なインプット。直接的なもの（すなわち、価格そのもの）又は間接的なもの（すなわち、価格から派生したもの）の場合がある（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づくものではない資産又は負債に関するインプット（観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値の測定が総合的にどの公

正価値の階層に分類されるかは、その基礎となった重要なインプットのうち、最も低いレベルのものを基礎として決定される。例えば、観察可能なインプットが、観察不能なインプットに基づく重要な修正を必要とする場合、レベル3に分類される。

レベル1、レベル2、レベル3に分類される典型的な金融商品は、それぞれ上場株式、金利スワップ、プライベートエクイティが該当する。ただし、金融商品一般においてブローカーの提示価格が利用されるが、ブローカーの提示価格というだけでレベルが決定されることはなく、その算出根拠を分析した上でいずれに該当するかを判断しなければならない。

(b) 公正価値の階層に関する開示

公正価値の測定結果が財政状態計算書で認識されたものについて、金融商品の種類ごとに、以下の事項を開示しなければならない(第27B項)。

- ・ 分類された公正価値の階層のレベル
- ・ レベル1とレベル2の間で重要な振替えがあった場合には、その旨及びその理由。各レベルへの振替えと各レベルからの振替えは別々に開示し、説明しなければならない。
- ・ レベル3に分類される場合、期間中の以下の項目について、個々の変動要素の開示を含む期首残高と期末残高の調整
 1. 純損益を通じて認識された期間中の総利益又は総損失、及びこれらの包括利益計算書における表示箇所の説明
 2. その他包括利益を通じて認識された総利益又は総損失
 3. 購入、売却、発生及び決済

(変動のタイプごとに、別々に開示)

4. レベル3への振替え、又はレベル3からの振替え(例えば、市場データの観測可能性の変化に起因するもの)があった場合には、その旨及びその理由。なお、レベル3への振替えとレベル3からの振替えは別々に開示し、説明しなければならない。

- ・ 上記1の期間において、期間中の損益に含まれる総利益又は総損失のうち、期末日時点において保有している資産及び負債に関するもの、及びこれらの包括利益計算書における表示箇所の説明
- ・ レベル3に分類される場合であって、仮に1つ又は複数のインプットを合理的に代替可能な仮定に変更した場合に公正価値が著しく変動する場合には、その旨及びその影響、また、合理的に代替可能な仮定への変更の影響がどのように算定されたか

これらの開示のうち、金額等の量的開示については、他の形式がより適切な場合を除いて、表形式で表示しなければならないとされている。

4 評価技法を用いる場合の当初認識時の公正価値との差異の開示

金融商品の市場が活発でなく、評価技法を用いる場合においても、当初認識時における公正価値の最善の証拠は、取引価格である。当初認識時点で、公正価値と、評価技法を用いた場合に算定される金額とに差異がある場合、金融商品の種類別に以下を開示しなければならない(第28項)。

- ・ 市場参加者が価格を設定する際に考慮する要素(時間を含む)の

変動を反映するため、損益として当該差異を認識することに関する会計方針

- ・ 期首及び期末において、損益としていまだ認識されていない差異の総額及び当該差異残高の変動の調整

5 公正価値を信頼性をもって測定できない場合の開示

公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、そのような金融資産又は金融負債の帳簿価額と公正価値との間にどの程度の差異が生じるかについて、財務諸表利用者が自らの判断を下しやすいように情報を開示しなければならない。その情報には以下のものが含まれる(第30項)。

- ・ 金融商品の公正価値を信頼性をもって測定できないために、公正価値の変動がこれらの金融商品について開示されていない旨
- ・ 金融商品の概略、帳簿価額及び公正価値が、なぜ信頼性をもって測定できないかの説明
- ・ 金融商品の市場に関する情報
- ・ 企業が金融商品を処分する意向があるか、及び処分方法に関する情報
- ・ これまで公正価値を信頼性をもって測定することのできなかった金融商品が認識を中止された場合には、その旨、及び認識中止時の帳簿価額並びに認識された利得又は損失の金額

5 金融商品から生じるリスクの性質及び範囲

1 定性的開示と定量的開示

報告期間の末日現在でさらされていた金融商品から生じるリスクの性質及び範囲を、財務諸表の利用者が

評価できるような情報を開示しなければならないとされている（第31項）。具体的な要求事項は以下に示すとおりであるが、その内容は大きく分けて、定性的開示と定量的開示からなる。

これらの開示は、金融商品から生じるリスク及びどのようにしてそのリスクが管理されているかに焦点を置いている。通常、信用リスク、流動性リスク及び市場リスクが含まれるが、それらに限定されないとされている（第32項）。

(a) 定性的開示

金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、次の事項を開示しなければならない（第33項）。

- リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか。
- リスクを管理する企業の目的、方針、手続及びリスクの測定に使用される方法
- 過年度からの上記に関する変更

(b) 定量的開示

金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、企業は次の事項を開示しなければならない（第34項）

- 企業が報告期間の末日現在でリスクにさらされている範囲に関する定量的データの要約。この開示は、企業の主要な経営幹部（IAS第24号「関連当事者についての開示」の定義による）、例えば、企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎としなければならない。
- 上記で提供されていない範囲で、第36項から第42項により要求される開示。ただし、リスクが重要でない場合を除く。

- 上記で明らかでない場合には、リスクの集中

2 信用リスク、市場リスク、流動性リスク

定量的開示の項目のうち、最低限の開示とされている、第36項から第42項により要求される開示は、以下のとおりである。

(a) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、もう一方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスクをいい（付録A）、金融商品の種類別に、次の事項を開示しなければならない（第36項）。

- 報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保及びその他の信用補完（例えば、IAS第32号「金融商品」に従って相殺の要件を満たさない相殺契約）は考慮に入れずに、最もよく表す金額
- 上記で開示されている金額に関して、担保として保有する物件及びその他の信用補完の説明
- 期日が経過しておらず、減損もしていない金融資産の信用特性に関する情報
- 条件が再交渉されていなければ、期日が経過又は減損している金融資産の帳簿価額
期日が経過又は減損している金融資産について、以下の項目の開示が要求されている（第37項）。
- 報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析
- 報告期間の末日現在で減損していることが個別的に判定される金融資産の分析（金融資産が減損していると判定する際に企業が検討

した要因を含む）

- 上記で開示されている金額に関して、担保として企業が保有している物件及びその他の信用補完、並びに、実行不可能でない限り、それらの公正価値の見積りの説明
取得した担保及びその他の信用補完に関連して、これらを要求することにより、金融資産又は非金融資産を獲得し、当該資産がその他の基準の認識規準を満たす場合、以下の開示を行うものとされる（第38項）。

- 獲得した資産の性質と帳簿価額
- 当該資産が容易に換金可能ではない場合には、当該資産の処分又は事業での使用に関する方針

(b) 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動により、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクと定義される。為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれるとされる（付録A）。

企業が、リスク変数（例えば、金利及び為替レートなど）間の相互依存性を反映するバリュー・アット・リスク（VaR）のような感応度分析を作成し、金融リスクを管理するために感応度分析を利用する場合、これを用いることができる。その場合、以下の事項についても開示しなければならない（第41項）。

- 当該感応度分析を作成する際に用いられている手法及び提供されるデータの基礎となる主要なパラメーターと仮定の説明
- 用いられている手法の目的、及び関連する資産及び負債の公正価値を十分に反映していない情報となり得る制約の説明
上記に準拠しない場合、次の事項

を開示しなければならない（第40項）。

- ・ 企業が報告期間の末日現在でさらされる各種の市場リスクの感応度分析
- ・ 感応度分析を作成するのに使用した手法及び仮定
- ・ 過年度からの手法及び仮定の変更、並びに当該変更の理由

なお、感応度分析とは、報告期間の末日において合理的な可能性のある適切なリスク変数の変化によって、純損益及び資本がどれだけ影響を受けるのかを示す分析をいう。

例えば、年度末のエクスポージャーが年間のエクスポージャーを反映しないため、感応度分析が金融商品に固有のリスクを表していない場合、その旨と理由を開示しなければならないとされている（第42項）。

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、企業が金融負債に関連する債務を履行するに当たり困難に直面するリスクをいい（付録A）、以下の事項を開示しなければならないとされている（第39項）。

- ・ 非デリバティブ金融負債（金融保証契約を含む）について、契約上の満期に係る分析
- ・ デリバティブ金融負債に関する満期に係る分析。この分析は、キャッシュ・フローのタイミングを理解するために重要なデリバティブ金融負債の契約上の満期を含む。
- ・ 非デリバティブ金融負債及びデリバティブ金融負債に、固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明

6 財政状態計算書に関連する開示

以下の項目は、企業の財政状態及

び業績に対する金融商品の重要性に対応する開示であり、財務諸表の利用者が財政状態に対する金融商品の重要性を評価できるよう、財政状態計算書に関して、以下の情報を開示することが要求されている（第7項）。

- ・ 金融資産及び金融負債の分類
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債
- ・ 分類変更
- ・ 認識の中止
- ・ 担保
- ・ 貸倒引当金
- ・ 複数の組込デリバティブを含む複合金融商品
- ・ 債務不履行及び契約違反

7 包括利益計算書に関連する開示

財務諸表の利用者が業績に対する金融商品の重要性を評価できるように、以下の情報を開示することが要求されている（第7項）。

- ・ 以下に関する正味利得又は正味損失
 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債
 - 売却可能金融資産
 - 満期保有投資
 - 貸付金及び債権
 - 償却原価で測定される金融負債
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債に関する金利収益総額及び金利費用総額
- ・ 以下から生じる実効金利の決定に含まれる金額以外の手数料収入及び費用
 - 純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産及び金融負債
 - 個人、信託、退職給付制度、そ

他の機関の代理として資産を保有し、投資する結果となる信託及びその他の受託業務

- ・ IAS第39号「金融商品」の第AG93項に従って発生する、減損している金融資産の受取利息
- ・ 金融資産の種類ごとの減損損失の金額

8 その他の開示

1 会計方針

金融商品に関しても、IAS第1号「財務諸表の表示」に従い、重要な会計方針の要約を開示しなければならない（第21項）。

2 ヘッジ会計

ヘッジ会計については、IAS第39号「金融商品」で記載されているヘッジの種類（すなわち、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）ごとに、以下の事項を開示することとされている（第22項）。

- ・ ヘッジの種類別の概要説明
- ・ ヘッジ手段に指定された金融商品の説明及び期末日現在のそれらの公正価値
- ・ ヘッジされているリスクの性質以上の共通の開示項目のほか、ヘッジの種類ごとに個別の開示が要請されている（第23項及び第24項を参照）。

9 今後の動向

IASBは、2009年11月に、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」を公表した。現行のIAS第39号の置換えプロジェクトの第2フェーズに当たるもので、コメント期限は2009年6月30日とされている。公開草案で

は、金融資産の信用の質に関する開示の拡充が大きな柱の1つとなっており、償却原価で評価される金融資産の開示に関する内容を多く含んでいるため、紹介することとする。

- ・ 金融商品の種類及び開示の水準（公開草案第14項）

開示される情報の性質に適切かつ、金融商品の特性を考慮に入れている種類ごとに金融商品をグループ化しなければならない。企業は、財政状態計算書に表示される項目への調整ができるように、十分な情報を提供しなければならない。

- ・ 引当金勘定（同第15項）

償却原価で測定される金融資産に関して、信用損失を会計処理するに当たり引当金勘定を使用するが、金融資産の種類ごとに、(a)当期における当該引当金の変動の調整、(b)企業の直接減額の方針を開示する。

- ・ 見積り及び見積りの変更（同第16項から第19項）。

償却原価を算定するために必要となる、見積り及び見積りの変更について説明した情報を開示しなければならない。また、予想信用損失を算定際に使用されたインプット及び仮定を説明しなければならない。

- ・ ストレス・テスト（同第20項）

社内でのリスク管理目的でストレス・テストに関する情報を作成している場合には、その事実及び財務諸表の利用者が、(a)企業の財政状態及び業績への影響、(b)企業がそのストレス・シナリオに耐える能力、を理解するための情報を開示しなければならない。

- ・ 金融資産の信用の質（同第21項）

償却原価で測定される金融資産について、企業は金融資産の種類ごと

に、(a)当期中の不履行金融資産の変動の調整表、(b)不履行金融資産の変動と、引当金勘定の変動との相互関係が重要である場合、その相互関係の定性的分析を開示しなければならない。

- ・ 組成及び満期に関する（ビンテージ）情報（同第22項）。

償却原価で測定される金融資産について、開示しなければならない。

10 おわりに

金融商品に関する開示については、基本的に「経営者の視点」からの開示が求められている（いわゆるマネジメント・アプローチ）。このため、企業のIFRSの適用に際し注記を作成するに当たり、経理部門だけでなく、リスク管理や企画部門等も関与が求められることとなる。特に、リスクの開示の対象となっている情報は、かつては非財務情報として財務諸表外で扱われていた情報であったが、財務諸表の注記の一部を構成する。財務諸表注記は、本体の内容をよりよく理解するためのものであり、財務諸表に表れる企業の財政状態や業績に整合した説明が求められることとなる。

もともと、財務諸表の作成者にとってリスクを管理するときのデータを使用することができるため、実務上の利点を享受することができるとのメリットがあるとの考え方に基づくアプローチが採られた経緯にある。しかし、内部目的のデータを外部向けに説明することは、金融商品を多数保有する企業にとって必ずしも容易なこととはいえ、周到な準備が必要と考えられる。

（参考文献）

本稿の作成に当たっては、国際会計基準委員会財団編「国際財務報告基準（IFRS）2009」（日本語版）を参照したほか、以下の文献を参照した。

- ・ あらた監査法人編「IFRSの実務マニュアル」、（中央経済社、2009年）
- ・ 大川圭美「会計・監査ジャーナル2009年4月号、IFRS及びIASの解説 第10回IFRS第7号『金融商品：開示』」、（日本公認会計士協会、2009年）
- ・ 企業会計基準委員会「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（2009年）

教材コード	J 0 2 0 5 8 5
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位